

刑事施設の法務技官（作業専門官）の公募について（募集要項）

1 職種

国家公務員 法務技官（作業専門官） 公安職俸給表（一）3級

2 担当業務

刑事施設（刑務所、少年刑務所又は拘置所）において、被収容者に対する作業教育、職業訓練等の指導並びに作業の安全衛生及び企画等の業務に従事する。

3 採用予定日

平成23年7月1日

ただし、欠員状況によっては、合格（内定）後直ちに採用される場合もある。

4 採用予定施設、公募職種及び採用予定人員

施設名	住 所	公募職種	採 用 予定数	備 考
水戸刑務所	〒312-0033 ひたちなか市市毛 847 水戸刑務所 庶務課 029(272)2424-6	建築	1	

5 応募資格

公募職種に関連する職業能力開発促進法に定める技能士又は職業訓練指導員免許若しくはこれと同等以上の資格又は技能を有していると認められる方。ただし、大学工学部等の専門学部又は職業能力開発促進法に定める職業能力開発総合大学校長期課程を卒業（卒業見込みを含む。）していない方は、相応の実務等の経験が必要となります。

6 応募期限

平成23年6月9日（木）

7 勤務条件等

- (1) 作業専門官には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表（一）に比べ、12%程度給与水準の高い公安職俸給表（一）が適用される。
このほかに、各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等）が支給される。
- (2) 宿舎は、勤務庁の近隣に設けられており、公安職俸給表適用職員としての特例により、宿舎費は原則として無料となる。
- (3) 休暇制度として、年次休暇（年間20日間）のほかに病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等）及び介護休暇の制度が設けられている。
- (4) 共済組合の福利厚生制度を利用できる。
- (5) 人事管理上、転勤することがある。
- (6) 採用後に初等科研修（新採用職員に対する研修）を矯正研修所支所及び採用庁で実施する。

8 申込手続等

上記6の応募期限までに（通信日付印有効）、別表の申込先あて履歴書を提出すること。

なお、郵送の際は、封筒表面の申込先の横に必ず赤字で「作業専門官申込」と記入し、裏面に申込者本人の住所、氏名を明記すること。

<履歴書について>

- ・ 用紙は市販のもので差し支えない。
- ・ 3か月以内に撮影した写真を必ずはる。
- ・ 確実に連絡が取れる住所及び電話番号（複数可）を記入すること。
- ・ 保有している公募職種に関連する資格免許について明記すること。

9 その他（問い合わせ等）

試験日程、職務内容等についての照会は、応募を希望する施設の庶務課担当者あて、電話等により直接行うこと。